

令和3年関川村議会9月（第9回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和3年9月21日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 認定第 1号 令和2年度関川村各会計の決算認定について
 - 第 2 認定第 2号 令和2年度関川村下水道事業会計の決算認定について
 - 第 3 認定第 3号 令和2年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
 - 第 4 議案第63号 関川村健康増進施設工事変更請負契約の締結について
 - 第 5 陳情第 3号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
 - 第 6 陳情第 4号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める陳情
 - 第 7 発委案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 認定第 1号 令和2年度関川村各会計の決算認定について
 - 第 2 認定第 2号 令和2年度関川村下水道事業会計の決算認定について
 - 第 3 認定第 3号 令和2年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
 - 第 4 議案第63号 関川村健康増進施設工事変更請負契約の締結について
 - 第 5 陳情第 3号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
 - 第 6 陳情第 4号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める陳情
 - 追加日程第1 発委案第5号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について（国）
 - 追加日程第2 発委案第6号 コロナ禍における私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について（県）
 - 第 7 発委案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
-

○出席議員（10名）

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 邊 秀 雄 君 | 2番 | 近 壽 太 郎 君 |
| 3番 | 鈴 木 紀 夫 君 | 4番 | 伊 藤 敏 哉 君 |

5番	小澤	仁君	6番	加藤	和泰君
7番	高橋	正之君	8番	平田	広君
9番	伝	信男君	10番	菅原	修君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤	弘君
副村長	角	幸治君
教育長	佐藤	修一君
総務政策課長	野本	誠君
住民税務課長	渡邊	浩一君
健康福祉課長	佐藤	充代君
農林課長	富樫	吉栄君
建設課長	河内	信幸君
教育課長	渡邊	隆久君
健康福祉課参事	佐藤	恵子君
診療所事務長	須貝	博子君
観光地域政策室長	大島	祐治君

○事務局職員出席者

事務局長	熊谷	吉則
主幹	渡辺	めぐ美

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

日程に入る前に、3番鈴木紀夫さんから9月9日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、内容に誤りがあったため、お手元に配付した発言訂正申請書を記載した字句を訂正したいとの申出があり、これを許可したので報告します。

日程第1、認定第1号 令和2年度関川村各会計の決算認定について

日程第2、認定第2号 令和2年度関川村下水道事業会計の決算認定について

日程第3、認定第3号 令和2年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、認定第1号 令和2年度関川村各会計の決算認定についてから、日程第3、認定第3号 令和2年度関川村簡易水道事業会計の決算認定についてまでを一括議題とします。

ただいま議題となっています議件については令和2年度決算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長報告を求めます。委員長、加藤和泰さん。

○決算審査特別委員長（加藤和泰君） 令和2年度決算審査特別委員会報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 会議規則第43条及び議会運営規程第88条の規定により、委員長報告に対する質疑は許されませんので、これより討論、採決に入ります。委員長、ご苦労さまでした。

初めに、認定第1号 令和2年度関川村各会計の決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。（「休憩の動議です」の声あり）

○5番（小澤 仁君） 休憩の動議を出します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ただいま、5番、小澤さんから休憩の動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

よって本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

この採決は起立により行います。お諮りいたします。本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

しばらく休憩します。

午前10時04分 休 憩

午前10時15分 再 開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、認定第2号 令和2年度関川村下水道事業会計の決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、認定第2号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和2年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決します。

お諮りします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、議案第63号 関川村健康増進施設工事変更請負契約の締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第63号 関川村健康増進施設工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 追加でご提案させていただきます議案第63号は、関川村健康増進施設工事変更請負契約の締結についてでございます。

現在進めております請負工事につきましては変更が生じ、契約行為につきまして変更が生じたものであります。具体的な内容につきましては総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、変更契約の内容につきましてご説明させていただきます。

今回は増嵩でございます、275万円の増ということでございます。変更後の請負金額が1億4,993万円でございます。変更いたします内容、主な理由でございますが、まず1つ、電気設備工事におきまして幹線経路の変更があったこと、それからスロープ位置の変更に伴いまして、外構工事の変更があったということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番 伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 今、総務課長から説明があった2か所、これ最初からそういう事態は想像できなかったんですか。設計段階で。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 当初の設計はプレゼンテーションで決まった契約額ということで契約をさせていただきまして、その後、事業費、いろいろ判明した内容に伴って減額をする、増額をするというのをその中でめるという判断の中でこれまで事業を実施してまいりました。

結果、今、総務課長から説明した内容について、増額がどうしても必要になったということで変更させていただくものでございまして、当初の段階で全てが読めるというものではございませんでした。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第5、陳情第3号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長(渡邊秀雄君) 日程第5、陳情第3号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

本議件について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、近 壽太郎さん。

○総務厚生常任委員長(近 壽太郎君) 陳情審査報告書による報告があった。

○議長(渡邊秀雄君) これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

陳情第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

日程第6、陳情第4号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める陳情

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、陳情第4号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める陳情を議題とします。

本議件について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君） 陳情審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） これより、質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。

陳情第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立少数です。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第1、発委案第5号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について（国）

追加日程第2、発委案第6号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続け

られるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について（県）

○議長（渡邊秀雄君） 追加日程第1、発委案第5号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について（国）及び追加日程第2、発委案第6号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について（県）を一括議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。総務厚生常任委員長、近 壽太郎さん。

○総務厚生常任委員長（近 壽太郎君）

発委案第5号

コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、

私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について（国）

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和3年9月21日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会

委員長 近 壽 太 郎

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、

私学助成増額・拡充を求める意見書

本文は省略いたします。

記

1. 私立高校生への就学金支援制度を拡充すること。
 - (1) 年収590万円を超える世帯への支援金を増額すること。
 - (2) 私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくすこと。
2. 私立高校入学金への新たな助成措置を講じること。
3. 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月21日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

（意見文提出先）

内 閣 総 理 大 臣 菅 義 偉 様

文 部 科 学 大 臣 萩生田 光 一 様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

総 務 大 臣 武 田 良 太 様
衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様

発委案第6号

コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、
私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について（県）

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和3年9月21日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 近 壽 太 郎

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、
私学助成増額・拡充を求める意見書

本文は省略いたします。

記

1. 学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。
(1) 年収590万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額を行うこと。
(2) 国の支援が不十分な年収590万円から910万円未満世帯に対し、県の上乗せ助成を行うこと。
2. 私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月21日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見文提出先)

新 潟 県 知 事 花 角 英 世 様

○議長（渡邊秀雄君） これより、提案者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、発委案第5号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について（国）の討論を行います。討論はありません

んか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、発委案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。

したがって、発委案第5号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

次に、発委案第6号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について(県)の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、発委案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。

したがって、発委案第6号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することになります。

日程第7、発委案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長(渡邊秀雄君) 日程第7、発委案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。総務厚生常任委員長、近 壽太郎さん。

○総務厚生常任委員長(近 壽太郎君)

発委案第4号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和3年9月21日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 近 壽 太 郎

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

本文は省略いたします。

記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月21日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見書の提出先)

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣 菅 義 偉 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣 武 田 良 太 様
経 済 産 業 大 臣 梶 山 弘 志 様
内 閣 官 房 長 官 加 藤 勝 信 様
経 済 再 生 担 当 大 臣 西 村 康 稔 様

○議長（渡邊秀雄君） これより、提案者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。
これより、発委案第4号を採決します。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。
したがって、発委案第4号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ送付することにします。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
大変ご苦労さまでした。

午前10時43分 散 会